

IV. 書面による届出について

届出書の作成方法	→ P 3 2
書面による届出の方法	→ P 3 2
届出書「本紙」の記入例及び記入要領	→ P 3 3～P 3 7
届出書「別紙」の記入例及び記入要領	→ P 3 8～P 4 3
二次元コード付き届出書について	→ P 4 4～P 4 5

1. 届出書の作成方法

届出書は、経済産業省、環境省又はN I T Eの[HP]（アドレスは本手引きの冒頭に掲載）からダウンロードしていただくか、「都道府県等のPRTR担当窓口」から入手することができます。入手した届出書に必要な事項を記入してください。

また、入力補助機能が搭載された「PRTR届出作成支援システム」及び「PRTR排出量等算出システム」を利用して、簡単に届出書を作成することもできます（二次元コード付き書面届出書）。当該システムは下記[HP]から入手することができますので、マニュアルを参照して必要事項を入力し、印刷してください。

「PRTR届出作成支援システム」

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>

「PRTR排出量等算出システム」

<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtr/index.html>

「PRTR届出作成支援システム」や「PRTR排出量等算出システム」を利用して作成された届出書等、押印欄が表示されている旧様式も、そのままご利用いただけます。押印の必要はありません。

2. 書面による届出の方法

作成した届出書（二次元コード付き書面届出書も含む）は、事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合、封筒の表に「PRTR届出書在中」と朱書きしてください。）

届出書の提出は、**届出期間内（毎年4月1日から6月30日まで）**にお願いします（郵送の場合、6月30日必着）。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。なお、本紙と別紙は紙面の左上1か所をホチキスで綴じて提出してください。

※届出を行う前に、巻末資料の「**提出前のチェックシート**」で記載事項の最終チェックを行ってください。

※届出内容については、都道府県等において受け付けた後も、国による集計結果の公表までの間、行政側から問い合わせがある場合がありますので、**届出書の写しを必ず保存**しておいてください。

3. 届出書「本紙」の記入例及び記入要領

(1) 届出書「本紙」の記入例

様式第1 (第5条関係)		第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書	
		* ①	××年××月××日
* ②		〒100-0013	
経済産業大臣 (神奈川県知事) 殿			
		* ③ (ふりがな)	とうきょうとちよだくかずみがせき
届出者		住所	東京都千代田区霞が関1-2-2
		(ふりがな)	かずみがせきかぶしがいしゃ
		氏名	霞ヶ関株式会社
			だいひょうとりしまりやくしゃちよう かんきよう たろう
			代表取締役社長 環境 太郎
			(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。</p>			
事業所	(ふりがな)	かすみがせきかぶしがいしゃ	
	事業者の名称	霞ヶ関株式会社	
	* ④	前回の届出における名称 * ④	
			桜田門株式会社
事業所の名称	(ふりがな)	ふじさわだいいちこうじよう	
	* ⑤	藤沢第一工場	
		前回の届出における名称 * ⑤	
		第一工場	
所在地	* ⑥	〒251-××××	
			神奈川県 藤沢市 町村
	(ふりがな)	あさひちよう	
		朝日町×-×	
事業所において常時使用される従業員の数 * ⑦		95 人	
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	化学工業 * ⑧	2000
			自動車卸売業
	従たる事業	商品検査業	8620
		別紙番号1~4のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること) * ⑩		1. 有 2. <input checked="" type="radio"/> 無	
担当者 * ⑪ (問い合わせ先)	部署	藤沢第一工場環境安全部管理第一係	
	(ふりがな)	かがく はなこ	
	氏名	化学 花子	
		電話番号	0466-××-××××
※受理日 * ⑫		年 月 日	※整理番号 * ⑫
<p>備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、次欄以降にその他の業種を記載すること。 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。 6 ※の欄には、記載しないこと。 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 8 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。 (二次元コード記載欄)</p>			

(2) 届出書「本紙」の記入要領

○記入漏れや記入ミスがないようご注意ください。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を記入していただくようお願いいたします。

①『提出日』

○届出書を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○「業種コード・届出先一覧」（P 65）を参考に、事業所における主たる事業（P 37 の囲み）を所管している大臣を記入してください。また、（ ）内には、事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：経済産業大臣（神奈川県知事）、環境大臣（横浜市長）など）

○「主務大臣（都道府県知事）」又は「関東 大介大臣（関西 花子知事）」（個人名）などとは記入しないでください。

○あて先は大臣、都道府県知事等をそれぞれ1つ記入してください。

③『届出者』※提出日時点の情報を記入してください。

○住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください（ふりがなを忘れずに）。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第 1（第 5 条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

××年××月××日

経済産業大臣（神奈川県知事） 殿

届出者 住 所 〒100-0013
(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かすみがせきかぶしがいしゃ
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいいょうとりしまりやくしやちやう かんきやうたろう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいいちこうじやうちやうけいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

- ④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 事業者（企業、会社、団体等）の名称を記入してください。（例：霞ヶ関株式会社）
 - 「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）のみ記入してください。
- ⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を記入してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）
 - 複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに届出書を作成してください。各事業所の区別がつくように、異なる名称を記入してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）
 - 「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）のみ記入してください。
- ⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を記入してください。
 - 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。
- ⑦『事業所において常時使用される従業員の数』
- ※把握対象年度の4月1日時点の情報を記入してください。
- 当該事業所において常時使用される従業員の人数を記入してください。（注：届出書に記入するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は、事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者

②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者

注1) 常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

注2) 1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例(“○”のもの)を示します。

役員 ^{※1}	正社員	嘱託 パート、 アルバイト等 ^{※2}	他への 派遣者 (出向者)	別事業者 への 下請労働	他からの 派遣者 ^{※3} (出向者)	別事業者 からの 下請労働 ^{※3}
×	○	○	×	×	○	○

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人(※2参照のこと)、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3 事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を記入してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を、「業種コード」の欄には業種に対応するコード(4桁)を記入してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」(P65)から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分(P66～)や概要(P72～)、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合

化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

主たる事業	化学工業	2000
従たる事業	自動車卸売業	5220
	商品検査業	8620

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『第一種指定化学物質の排出量及び移動量』

○別紙の枚数を記入してください。

⑩『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」に○印を付けてください。

⑪『担当者（問い合わせ先）』

○届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合がありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を記入してください。

⑫『※受理日』及び『※整理番号』

○この欄には記入しないでください。提出先の自治体が記入します。

※「③ 届出者」の情報については、提出日（届出日）時点のものを記入してください。
また、届出事項④～⑧については、把握対象年度の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は開始した日）時点の情報を記入してください（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します）。
特に、把握対象年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

4. 届出書「別紙」の記入例及び記入要領

(1) 届出書「別紙」の記入例

別紙番号	1 *①		
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量			
第一種指定化学物質の名称 *②	ベンゼン		
第一種指定化学物質の号番号 *③	400	単位 kg mg-TEQ(ダイオキシン類の場合)	
排出量 *④	イ 大気への排出	140.	
	ロ 公共用水域への排出	23.	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 □□川
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)	0.0	
	ニ 当該事業所における埋立処分	9.8	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量 *⑤	イ 下水道への移動	0.0	移動先の下水道終末処理施設の名称 { }
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)	1200.	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分	
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他	
※整理番号 *⑥			
備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。 7 ※の欄には、記載しないこと。 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本産業規格X0510に適合するものを記載することができる。 (二次元コード記載欄)			

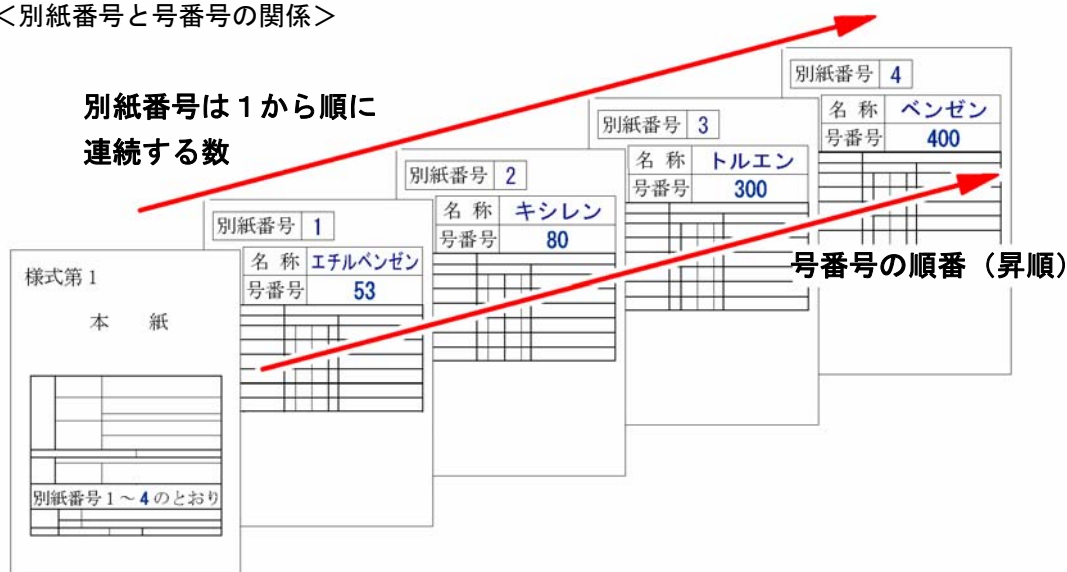
(2) 届出書「別紙」の記入要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」(P58～P64)に掲げる第一種指定化学物質462物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質(「対象化学物質一覧」参照)と呼ばれる物質(15物質)があります。
- 第一種指定化学物質は、1から462までの物質番号が付されています。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。その他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛化合物」などがあります。
- 排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。ただし、ダイオキシン類以外の対象物質で排出量又は移動量が1kg未満の場合は小数点以下第2位を四捨五入してください。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質(1物質につき1枚)ごとに、③『第一種指定化学物質の号番号』の順番(昇順)に並べ、1から順に連続する番号を別紙番号としてアラビア数字で記入してください。

<別紙番号と号番号の関係>



②『第一種指定化学物質の名称』

- 第一種指定化学物質の名称(別名があるものは当該別名)を記入してください。
(注:「対象化学物質一覧」に掲げられている名称以外のものは記入しないでください。)

③『第一種指定化学物質の号番号』

- 第一種指定化学物質の物質番号(号番号:1～462)をアラビア数字で記入してください。

④『排出量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを記入してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）の名称を1つ記入してください（例：「〇〇川」、「××湾」等）。公共用水域への排出がない場合は記入しないでください。

排出先が「〇〇排水路」のような場合は、その先に通じる河川名等を記入してください。（注：排水路や用水路等の名称は記入しないでください。）排出先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を記入してください。

公共用水域の名称は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に記入してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に記入してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から選び、該当するものに○印を付けてください。埋立処分がない場合は○印を付けないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」として

ください。

⑤『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを記入してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を記入してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を1つ記入してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は記入しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を記入してください。

下水道終末処理施設の名称は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を記入してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

また、製品（有価物）として出荷する量などは移動量には算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないでください。

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、
小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

⑥『※整理番号』

○この欄は記入しないでください。自治体が記入します。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を記入してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や實際上、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と記入してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0. 5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を記入してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を記入してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P 58～P 64）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を記入してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、複数の物質群に含まれる場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」[HP](#)を参照してください。